

犬山市広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の財産を広告媒体として有効活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち、広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市のホームページ
 - イ 市の印刷物
 - ウ 市の公有財産
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 申込者 第7条の規定による申込みをした者をいう。
- (4) 広告主 第11条第2項の規定に基づいて市長と広告掲載に係る契約を締結した者をいう。
- (5) 広告取扱事業者 広告掲載を希望する者からの広告掲載の仲介業であるかを問わず、広く広告の印刷、製作その他広告に関し対価を得ることを事業として行う民間事業者等をいう。
- (6) 主管課 広告媒体を所管する課をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの

- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として、市長が適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、募集する数、掲載期間等は、当該広告媒体ごとに主管課の長が決定するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告媒体の作成及び広告掲載の募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、主管課の長が経営部総務課と協議の上、市長の承認を得て決定するものとする。

2 主管課の長は、効率的な事務の執行が見込まれる場合にあっては、経営部総務課と協議の上、広告主の負担により広告を掲載した広告媒体自体の納付（以下「現物納付」という。）をもって、広告掲載料の徴収に代えることができる。

(広告掲載の募集)

第6条 市長は、市の広報及びホームページにより、広告掲載を希望する者を募集するものとする。

2 市長は、広告掲載を希望する者を募集するときは、次に定める事項を明示して募集するものとする。

- (1) 広告媒体及び広告の掲載期間
- (2) 広告の規格及び募集する数
- (3) 広告掲載料
- (4) 第3条に規定する広告掲載に関する基準
- (5) 前各号に掲げるもののほか、募集に必要な事項

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、犬山市広告掲載申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

(犬山市広告掲載審査委員会)

第8条 前条の規定により申込みのあった広告の広告掲載の可否を審査するため、犬山市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 部長級の職にある者

3 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、副市長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

6 審査委員会の庶務は、経営部総務課において行う。

(広告掲載の順位の決定)

第10条 審査委員会による審査の結果、広告掲載が適当であると認められる者が、募集した数を超えるときは、次の各号のいずれかに該当する者を優先し、決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有する者

(2) 地域福祉、地域振興等を行い、地域社会に貢献する者

(3) 公共性の高い事業等を行う者

2 前項の場合において、前項各号のいずれかに該当する者が募集した数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、犬山市広告掲載決定通知書（様式第2）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載を許可した者と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告主は、市が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

2 主管課の長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容が申込み時における広告案と相違のないことを確認するものとする。

(広告主の責任)

第14条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載料が、市が指定する期日までに納入されないとき。

(2) 広告原稿が、市が指定する期日までに納入されないとき。

- (3) 広告原稿が、広告案と著しく相違するとき。
- (4) 公益上の理由により、市が広告媒体を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 第3条に規定する広告掲載に関する基準に違反することが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を行うことが適当でないと認めたとき。

2 市長は、広告掲載の取消しを決定したときは、犬山市広告掲載取消通知書（様式第3）により広告主に通知するとともに、広告掲載契約を解除するものとする。

（広告取扱事業者による広告掲載の申込み等）

第16条 市長は、広告取扱事業者を通じて広告を募集することができる。

2 広告取扱事業者は、犬山市財産管理規則（昭和39年規則第10号）第9条の規定に基づき、行政財産の目的外使用について市長の許可を受けた上で、市庁舎その他市の施設に映像、音声等を出力する機器（以下この条において単に「機器」という。）を設置し、当該機器を用いて広告の表示等を行うことができる。

3 市長は、広告取扱事業者に前項の広告の表示等を行わせるときは、次に定める事項を明示して募集するものとする。

- (1) 広告の表示等を行う場所及び期間
- (2) 機器の種類及び広告の表示等の方法
- (3) 第3条に規定する広告掲載に関する基準
- (4) 前各号に掲げるもののほか、募集に必要な事項

4 市長は、広告取扱事業者による機器の設置の可否を決定したときは、犬山市広告表示機器設置可否決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

5 機器を設置する広告取扱事業者は、犬山市行政財産の目的外使用料条例（昭和39年条例第17号）の規定に従い市長が定める額を、市が指定する期日までに納入しなければならない。

- 6 前項の使用料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰すことのできない理由により広告の表示等ができなくなったときは、この限りでない。
- 7 市長は、広告取扱事業者による広告の表示等の可否を決定したときは、犬山市広告掲載決定通知書により広告取扱事業者に通知するものとする。
- 8 第3条、第7条から第9条まで及び第11条から第15条までの規定は、第2項の広告取扱事業者が広告の表示等を行う場合の取扱いに準用する。この場合において、第7条中「広告掲載を希望する者」とあるのは「広告取扱事業者」と、第8条第1項中「広告掲載の可否」とあるのは「広告掲載及び第16条の広告取扱事業者による広告の表示等の可否」と、第12条から第14条まで中「広告主」とあるのは「広告取扱事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 0 日から施行する。

様式第1（第7条関係）

犬山市広告掲載申込書

年 月 日

犬山市長

申込者

所在地

名称及び

代表者名

連絡先

犬山市広告掲載事業実施要綱第7条の規定に基づき、広告案を添えて、次のとおり申し込みます。

広 告 主	名称 代表者 事業所の所在 連絡先
広 告 の 内 容	
広 告 媒 体	
広告内の二次元コード又はURLの有無	有（内容： ） 無
掲 載 期 間	
広 告 掲 載 料	金 円
備 考	

様式第2（第11条関係）

犬山市広告掲載決定通知書

年 月 日

様

犬山市長

㊟

年 月 日付けでお申込みをいただきました広告掲載について、次のとおり決定したので犬山市広告掲載事業実施要綱第11条第1項の規定に基づき通知します。

広告の内容	
広告媒体	
決定区分	可 ・ 否
否とした 場合の理由	
掲載期間	
広告掲載料	金 円
備 考	1 広告掲載料を指定期日までに、納入通知書により指定・指定代理・収納代理金融機関へ納入してください。 2 広告原稿を指定期日までに、申込み時の広告案と相違のないよう作成し、納入してください。

様式第3（第15条関係）

犬山市広告掲載取消通知書

年 月 日

様

犬山市長

㊟

年 月 日付けで決定した広告掲載について、次のとおり取消したので、犬山市広告掲載事業実施要綱第15条第2項の規定に基づき通知します。

広告の内容	
広告媒体	
掲載期間	
広告掲載料	金 円
取消しの理由 及び広告掲載 料還付の有無	

様式第4（第16条関係）

犬山市広告表示機器設置可否決定通知書

年 月 日

様

犬山市長

㊟

年 月 日付けでお申込みをいただきました について、
広告表示機器の設置を下記のとおり決定したので、犬山市広告掲載事業実施要綱第16条第4項の規定に基づき通知します。

決 定 区 分	可 ・ 否
機 器 の 設 置 場 所	
機 器 の 種 類	
広 告 表 示 等 の 方 法	
期 間	
広 告 掲 載 料	金 円
否 と し た 場 合 の 理 由	